

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十三号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年八月奈良県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（降給の種類）

第三条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

第三条の次に次の二条を加える。

（降格の事由）

第三条の二 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第二号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

一 職員が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 当該職員の能力評価又は業績評価の実施権者による確認が行われた全体評語が最下位の段階である場合（次条において「定期評価の全体評語が最下位の段階である場合」という。）その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されなときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師二名によつて、心身の故障があると診断され、その故

障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなきとき。

ウ その職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されなるとき。（ア及びイに掲げる場合を除く。）

二 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員に属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

（降号の事由）

第三条の三 任命権者は、職員の定期評価の全体評語が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導その他の人事委員会が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

第四条第一項中「第二条」の下に「若しくは第三条の二第一号イ」を加え、「降任、免職又は休職する」を「降任し、免職し、休職し、又は降格する」に改める。

第十条中「降給」を「降号」に、「十二号給以内」を「二号給（当該職員が降号した日の前日に受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、下位一号給）」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（受診命令に従う義務）

第十一条の二 職員は、第四条第一項に規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。